

秋田県営繕工事設計業務成績評定基準

1 評価項目等

1) 評価項目、評価の視点及び配点は次のとおりとする。

イ. 基礎項目

評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
			調査 職員	検査 職員
業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	－
	管理技術者の能力 （業務全体に関する 評価）	業務の全体把握	0.5	－
		工程管理（全体）	0.5	
		取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
		説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
	主任技術者の能力 （担当分野に関する 評価）	他分野との調整	0.5	－
		工程管理	0.5	－
		取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
		説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 （途中成果物）に関する評価	記載の程度	2	－
		途中成果物の内容	2	－
	調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1	－
		指示、協議事項への対応	1	－
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	－
		仕様書、基準類の理解	1.5	－
		施工に関する一般的な知識	1	－
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	4
成果物の内容			4	4
資料等の整理、指示、協議事項への対応			－	4
小計			23	12
合計			35	

ロ. 創意工夫項目

評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
			調査 職員	検査 職員
業務の実施状況	調整及び説明、対応 の迅速性	説明提案等（プレゼンテーション力）	1	－
	提案力、業務執行技 術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	－
		専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等と の調整	1.5	－
業務目的の達成度	課題への対応	物理的条件、社会的条件	2	2
		要望、コスト	2	2
小計			8	4
合計			12	

2 採点表評定基準

1) 評定者は、対象業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。(評価項目の追加、

削除、もしくは評価比率の変更は行わないものとする。)

3 評定点の種別

1) 評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者とし、各評定の内容は、次による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数になる。

① 総合点：基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点（「契約不適合又は損害賠償による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）

② 基礎点：基礎項目の採点結果から求められる評定点

③ 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点

2) 対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は、次による。

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかに該当する業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、いずれにも該当しない業務とする。

イ 一級建築士又は二級建築士でなければならない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）

ロ プロポーザル方式にて特定された業務

ハ イ又はロ以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力若しくは応用力を必要とする業務

4 検査職員及び調査職員の採点

1) 検査職員及び調査職員の採点は、次によるものとする。

① 検査職員は、採点表の③検査職員用（各分野）により採点を行う。

② 主任調査員は、採点表の①主任調査員用により採点を行う。

③ 調査員（各分野）は、採点表の②調査員用（各分野）により採点を行う。

5 評定点の算出

1) 評定点の算出は、採点を行った検査職員又は調査職員（以下、「採点者」という。）

の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

① 業務内容に応じて、次の考え方により、各採点者の配点比率を設定する。

（配点比率を設定する際の考え方）

始めに、各分野の調査職員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて、適切に設定する。

次に主任調査員の配点比率を、主任調査員の配点が他の調査職員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。

なお、主任調査員の配点比率は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とし、各分野の検査職員の配点比率については、調査職員の配点比率と同じとする。

② 各採点者の項目毎の配点は、評価項目毎の配点に上記①で設定した配点比率を乗じて算出する。

③ 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。

④ 基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、65点（標準点）に加算して算出する。

⑤ 総合点：創意工夫項目及び基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。

⑥ 管理技術者の評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。

⑦ 基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

評定点＝{(対象項目に対する採点結果の合計値)×35点/対象項目に対する配点の合計(満点)}+65点(標準点)

6 事故等による減点等

1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合点に対して、別表1を参考として－15点まで減点することができる。

別表1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭警告・注意	文書警告・注意	指名停止1ヶ月 まで	指名停止が1ヶ月 を超える
評 定 点	－3点	－5点	－10点	－15点

※適応の詳細については、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準を参照のこと。

【適応事例】

- ・ 業務計画書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託を行った。
- ・ 打ち合わせ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・ 当該業務において安全管理が不十分であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ その他、仕様書及び契約書等の規定に違反する行為を行った。

2) 契約不適合による修補、履行の追完又は損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合があり、契約事項の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、成果物の修補、履行の追完又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合点に対して、別表2を参考として－20点まで減点することができる。

ただし、ここでいう成果物の修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

また、秋田県営繕工事設計業務成績評定試行要領（以下、「評定要領」という。）第7に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8による評定の修正を行うものとする。

別表2 契約不適合による修補、履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	契約不適合による修補、履行の追完 又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により契約不適合 による修補、履行の追完 又は損害賠償の実施
評 定 点	－10点	－20点

7 評定の通知

委託業務成績評定通知に関する様式等については、秋田県委託業務等成績評定要領に基づく成績評定考査基準を準用するものとする。

附則

1. この基準は、令和3年4月1日から施行する。
2. この基準は、令和3年4月1日以降に入札公告等を行う委託業務について適用する。

附則

1. この基準は、令和6年3月28日から施行する。
2. この基準は、令和6年4月1日以降に完了する委託業務について適用する。